

令和3年12月3日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二〈公印省略〉

令和3年度 広域連携DMOとしてのデジタルマーケティング事業
「プラットフォーム運用事業」委託に係る企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業に関する委託業務について次のとおり企画提案を募集することとしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 事 業 名

「プラットフォーム運用事業」

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書（業務処理要領）」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なお、コンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

(1) 企画提案指示書

(2) コンソーシアム協定書

(3) 参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、本日より3営業日後の15:00までメールで個別相談を受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、参加表明期限日以降に速やかに送信します。

担当：マーケティング部 堀 TEL:011-231-6736

Email:n_hori@visithkd.or.jp

令和3年度 広域連携 DMO としてのデジタルマーケティング事業
「プラットフォーム運用事業」委託業務企画提案指示書

1. 事業目的

令和2年4月15日に改正された観光庁「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」にあるとおり、観光地域づくり法人の役割の1つとして、各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPI の設定・PDCA サイクルの確立が求められている。

上記を踏まえ、北海道観光振興機構では、昨年度より各種オープンデータや当機構が実施する事業の調査結果等を集約し分析するためのデータマネジメントプラットフォーム（以下「DMP」という。）を構築している。

本事業は、DMP が今後のマーケティング活動においてさらに有効活用されるよう充実を図るべく、内容の整備を行うものである。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれにも該当すること。

（1）道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1人以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること）

①民間企業

②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③その他の法人、または法人以外の団体等

（2）コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

（3）提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

（4）観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

（5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする

5. 予算上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

※新型コロナウイルス感染症の影響による観光機構の対応によっては、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。以上の場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令和4年3月4日（金）

(2) 業務スケジュール

12月3日（金）	企画提案募集公示、企画提案指示書配布
12月9日（木）	企画提案参加表明期限15:00締切
12月20日（月）	企画提案書の提出期限15:00締切
12月下旬～	企画提案の審査、委託事業者決定
12月下旬～	契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和4年3月4日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）

7. 業務委託内容（企画提案事項）

観光機構が運営する公式 HP「GoodDay 北海道」内の「観光統計データサイト」（以下「統計サイト」という。）の整備業務。

※「統計サイト」について

観光機構の会員や観光機構の職員、地域の観光団体や自治体、観光関連事業者等のマーケティング活動に活用することを目的とし、各種オープンデータや観光機構が実施する事業の調査結果等を集約し分析するためのデータマネジメントプラットフォーム。各種データは Tableau 社が提供する Tableau 製品を利用し、インフォグラフィックを作成、可視化している

➤ <https://statictics.visit-hokkaido.jp>

(1) 「北海道入込客数調査報告書」の統計サイトへの格納

- ・北海道経済部観光局観光振興課が調査実施した「北海道入込客数調査報告書」（令和元年度及び令和2年度）のデータを統計サイトに格納する。
- ・道内の自治体や地域の DMO・観光協会・観光事業者等が、月別や季節別、国別といった条件に沿って、自地域と北海道全体・（総合）振興局・圏域等とのデータ比較ができる仕様とする。
- ・令和3年度以降の入込客数調査について、機構職員が自ら統計サイトへ格納できる仕様とする。

※「北海道入込客数調査報告書」

➤ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/irikomi.html>

(2) 「GoodDay 北海道」内にある各種レポート等の統計サイトへの格納

- ・「GoodDay 北海道」には、過去観光機構が実施したマーケティング調査や来道者調査のレポート・資料等が格納されているが、利用者の利便性を向上させるためそれらの各種レポート等を統計サイトへ移管、格納し一元管理する。

※「(GoodDay 北海道) マーケティング調査・来道者調査」

➤ <https://www.visit-hokkaido.jp/company/material/#material01>

(3) 「満足度調査」の内容修正

・統計サイトには道内・道外・外国人観光客を対象に過去観光機構が実施した「北海道来道者満足度調査」の各種データが格納されているが、一部内容について下記の通り修正を行う。

(i) 道内・道外・外国人観光客

「来道者属性」や「旅行中の行動」等の各項目について「訪問地」のフィルタを加える。

※道外観光客の「道内観光における消費動態」の項目についてはすでにフィルタを加えている

※令和3年度以降の満足度調査においても、機構職員が同様の操作を行える仕様とする

(ii) 外国人観光客

「来道者属性」のうち「国籍」について「11か国・地域とその他」に分類しているが、米国やイギリス、フランス、ドイツ等を加えさらに細分化する。

※11か国・地域

中国・台湾・韓国・香港・タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・豪州・欧州・ロシア

(4) その他の提案

予算の範囲内でその他 DMP 整備に対する有効な企画があれば、提案書に盛り込むこと。

(5) 事業報告書の作成

(1)～(4)の実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

(6) 成果品、及び提出物

- ①事業報告書：紙媒体 (A4版) 5部、電子媒体1部
- ②事業報告書 (概要版)：紙媒体 (A4版1枚程度) 5部、電子媒体1部
- ③事業で収集・整備した各データ：電子媒体1部 等

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年12月9日 (木) 15:00

(2) 表 明 先：下記、問い合わせ先に提出

(3) 表明方法：別紙書式をEメールで添付送信してください

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。
なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力

会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。概算見積とし捺印不要。

①直接人件費：業務処理に直接必要とする経費

②経常的直接経費：消耗品費、通信運搬費、旅費（業務処理に従事する者の交通費・宿泊費等）

③特別直接経費：印刷製本費（調査票や報告書の印刷、翻訳等の外注分）

④その他：諸経費、技術経費等

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例：A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 6部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部）

(2) 提出場所 下記、問い合わせ先に提出

(3) 提出期限 12月20日（月）15:00

(4) 提出方法 提出場所への持参または郵送

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない（電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

12. 企画提案に関する審査

(1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。

(2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い上位3者を最終的な審査対象者とする。

(3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。

(4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。

(5) プレゼンテーションに参加できない場合は棄権とみなす。

(6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。

- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることができるのは3名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
- (2) 指示内容が十分理解されているか
- (3) 協力体制など人的ネットワークが確保されているか
- (4) 効果的な事業内容となっているか

14. 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

15. 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

16. 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

17. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構の web サイト等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (5) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し当機構の承諾を要する
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し当機構の承諾

を要さない

18. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託事業者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする。
- (5) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は、受託事業者において負担するものとする。

19. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構 マーケティング部(担当:堀)
TEL:011-231-6736 Email:n_hori@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 広域連携DMOとしてのデジタルマーケティング事業 プラットフォーム運用事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度広域連携DMOとしてのデジタルマーケティング事業 プラットフォーム運用事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第 10 条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 11 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 12 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 1 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者)

⑨

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

⑨

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

⑨

参加表明書

令和3年度 広域連携 DMO としてのデジタルマーケティング事業
「プラットフォーム運用事業」委託に係る企画提案の公募について

企画提案の参加を表明します

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

送信先

公益社団法人 北海道観光振興機構
マーケティング部（担当：堀）

Email:n_hori@visithkd.or.jp